本則第二項の次に次の附則を加える。

附　則

平成二十八年四月一日から平成三十八年三月三十一日までの間における本則第二項の規定の適用については、同項第七号中「信用農業協同組合連合会」とあるのは、「信用農業協同組合連合会及び特定業務（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十七条第二号に規定する特定業務をいう。）を営む同法附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社」とする。

○国土交通省告示第五百八十三号

動力車操縦者運転免許に関する省令（昭和三十一年運輸省令第四十三号）第二十条第二項の規定に基づき、動力車操縦者養成所に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

動力車操縦者養成所に関する告示の一部を改正する告示

動力車操縦者養成所に関する告示（昭和三十五年運輸省告示第六十八号）の表の九州旅客鉄道株式会社社員研修センターの項講習課程欄中「第一類甲種電気車運転講習」を「第一類甲種蒸気機関車運転講習　第一類甲種電気車運転講習課程　」に改める。

附　則

この告示は、公布の日に施行する。

○環境省告示第四十号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第三十三条第一項の規定に基づき、汚染状況重点調査地域の指定を解除したので、同条第二項において準用する同法第三十二条第四項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十八年三月三十一日

環境大臣　大塚　珠代

一　汚染状況重点調査地域の指定を解除した年月日

平成二十八年三月三十一日

二　汚染状況重点調査地域の指定を解除した区域

栃木県の区域のうち、佐野市の全域

○環境省告示第四十一号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条の規定に基づき、平成二十一年三月環境省告示第十四号（河川及び湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日

環境大臣　大塚　珠代

別表第4の3の項中

須田貝ダム貯水池（洞元湖）（全域）	湖沼Ⅱ	二（※）	平成21年3月31日	
（※）　平成25年度までの暫定目標　全窒素0.29mg／L　全燐0.018mg／L				

を

須田貝ダム貯水池（洞元湖）（全域）	湖沼Ⅱ	イ	平成28年3月31日
（※）　平成25年度までの暫定目標　全窒素0.29mg／L　全燐0.018mg／L			

に、同表の7の項中

川治ダム貯水池（八汐湖）（全域）	湖沼Ⅱ（※）	二（※※）	平成22年9月24日
（※）　全窒素の項目の基準値を除く。			
（※※）　平成26年度までの暫定目標　全燐0.010mg／L			

を

川治ダム貯水池（全域）	湖沼Ⅱ（※）	イ	平成28年3月31日
（※）　全窒素の項目の基準値を除く。			

に、同表の12の項中

相模ダム貯水池（相模湖）（全域）	湖沼Ⅱ	二（※）	平成22年9月24日
（※）　平成26年			
城山ダム貯水池（井湖）（全域）			
（※）　平成26年			

を

相模ダム貯水池（相模湖）（全域）	湖沼Ⅱ	二（※）	平成22年9月24日
（※）　平成32年度までの暫定目標　全窒素1.4mg／L　全燐0.085mg／L			
城山ダム貯水池（津久井湖）（全域）	湖沼Ⅱ	二（※）	平成22年9月24日
（※）　平成32年度までの暫定目標　全窒素1.4mg／L　全燐0.048mg／L			

に、同表の19の項中

土師ダム貯水池（八千代湖）（全域）	湖沼Ⅱ	二（※）	平成28年3月31日
（※）　平成26年度までの暫定目標　全窒素1.2mg／L　全燐0.080mg／L			

を

土師ダム貯水池（八千代湖）（全域）	湖沼Ⅱ	二（※）	平成28年3月31日
（※）　平成32年度までの暫定目標　全窒素0.43mg／L　全燐0.018mg／L			

に、同表の22の項中

松原ダム貯水池（梅林湖）（全域）	湖沼Ⅲ（※）	二	平成15年3月27日
（※）　平成20年度までの暫定目標　全窒素0.46mg／L			

を

松原ダム貯水池（梅林湖）（全域）	湖沼Ⅲ	イ	平成28年3月31日
（※）　平成26年度までの暫定目標　全窒素0.43mg／L　全燐0.018mg／L			

に改める。